

## 第2回奈良県・市町村長サミット

平成30年8月8日

【司会】 それでは、皆様おそろいでございますので、ただいまより平成30年度第2回奈良県・市町村長サミットを開催させていただきます。

本日は、37の市町村から市町村長様、副市町村長様にご出席いただいております。

そして、今回は市町村の社会福祉協議会、それと奈良県社会福祉協議会の皆様方にもご出席をいただいております。議論に参加していただくということになっておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、開会に当たりまして荒井知事からご挨拶を申し上げます。お願いいたします。

【荒井知事】 夏のお休み前の県・市町村長サミットでございますが、たくさんの方にご参加いただきまして、ありがとうございます。

今日のテーマは福祉の奈良モデルということでございます。福祉を奈良モデルのテーマにするのは初めてのことでございます。福祉はやりがいのあるテーマかと思っております。今日は県社協、市町村社協の方々のお越しいただいております。

今、社会がダウンサイジングとエイジングと人口減少と高齢者化ということでございますが、ダウンサイジングとエイジングの時代を迎えておりますときに、最近、言われますのはどのように行政が立ち向かうかという中で、奈良県がやっております奈良モデルが大きく取り上げられようとしていると聞いております。最近の言葉で言えば、県と市町村あるいは関係者の行政、仕事の柔軟化だと呼ばれております。我々の仕事を柔軟化するという事は、垣根を取り除いてということになります。この県・市町村長サミットの、一番大きな効果は情報の共有化ではないかと思っております。情報の共有化による知恵をいただいております。意見交換をして情報共有化することで、いろいろな新しい知恵をいただいております。

勉強のもとになっているように思いますので、今日は福祉のほかに、情報の共有化を目指した報告事項もでございます。

福祉の奈良モデルは新しい取組の分野でございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。今日は本当にありがとうございます。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

申し遅れましたが、私は本日も前回に引き続きまして司会を務めさせていただきます、奈良

県地域振興部市町村振興課長の堀辺です。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、配付物の確認ということで、お手元には、第2回奈良県・市町村長サミット次第、出席者名簿、会場レイアウト、資料といたしまして配付資料一覧表に記載のとおり資料1から8をお手元に配っております。

もし配付漏れ等がございましたら、随時申し付けてください。係員がお持ちいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本日のサミットは今、知事からもございましたが、メインテーマは福祉の奈良モデルでございます。まず県より福祉の奈良モデルに関しましてご説明を申し上げ、続いて県社協から現場の取組事例を発表していただきます。その後、各テーブルごとに各市町村における課題や課題解決に向けて意見交換をしていただきます。その後、各テーブルからどなたか代表していただきまして、どのような意見が出たかということにつきまして、発表していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

後半では県からの情報提供といたしまして、次第に書いております6件につきましてご説明申し上げますので、共有、共通認識のほうをよろしくお願いいたします。

本日は、16時30分終了を予定しております。

それでは、お手元の次第に従いまして進行させていただきます。まず、福祉の奈良モデルの推進について、福祉医療部長の林よりご説明申し上げます。

**【林福祉医療部長】** 福祉医療部長の林でございます。よろしくお願いいたします。

福祉の奈良モデル推進について、まず私のほうで最初、10分ぐらいお時間をいただきまして、福祉の大きな流れと課題、そして今日の論点をお示しさせていただきたいと思っております。福祉の中でも進んでいる分野、遅れている分野があります。そういったものをお話しした上で、今日の論点をお話し、その後、いろいろな事例を社協さんのほうからお話しただこうと思っております。

それでは、1ページであります。福祉制度の大きな流れですけれども、戦後の混乱期には緊急対策として生活保護、救貧対策などが行われてきました。高度成長期には、福祉の制度がどんどん拡大をしてきて、医療保険、年金、高齢者福祉、いろいろなものが充実してきました。

80年代には経済成長が鈍化して、社会保障もスリム化の方向で見直しが行われてきた時代がございます。90年代以降は、それまで足りなかった分野、少子高齢化の問題であるとか、介護、障害者福祉、そういったところの再構築が行われてきたという大きな流れがございます。

2ページをご覧くださいますと、対象者別の福祉のさまざまな制度であります。こうして見

ますと、いろいろな形で充実をしているように見える福祉制度でございますけれども、制度の立ち上げが古くて非常に充実している分野と、比較的新しい制度で未成熟になっている分野があると認識をしております。

それを示しているのが次の3ページであります。横軸には福祉のいろいろな手法を書いております。セーフティネットとして扶助を行ったり、あるいは社会保険制度を行うというような手法があります。また、予防や自立支援に取り組んでいくというような手法があります。さらには、一番右、インクルーシブな社会をつくるために民と協働して取り組んでいくと、こういった手法がございます。縦軸のほうは対象者を示しております。病気の方、高齢の方、障害の方、それぞれの制度でいろいろな福祉の仕組みが整っています。左の上のほうは比較的整っている分野であります。医療保険や介護保険、こういったものが整えられてきました。

一方で、こうしたさまざまな制度の狭間というふうに呼ばれますけれども、制度をつくっても、そこに基準の合わない方、狭間、縦割りで対応が遅れている分野が出てくるという問題があります。

そしてもう一つ、最近、特にクローズアップされている、社会で問題になっているのが孤独、孤立あるいは社会からの排除、こういった課題であります。この制度の狭間に落ち込む方、あるいはそもそも孤立をしてしまって、こういった制度を幾らつくっても申請をしてこられないような方、こういった方々がこの福祉の対象になかなか乗ってこられないのが現代的な課題であるというふうに考えています。

また、上記の複合課題と書いておりますけれども、そういった社会から排除されている方々には、さまざまな課題が複合しているような場合が多くございます。貧困と障害と無職、職業の問題であるとかといったように、家族の中でもいろいろな方がいろいろな課題を複合的に持っていてらっしゃる、そういったものに対して行政や社協がどういった対応をしていくのか、どういう取組をしていくのか、これが非常に重要であるということだろうと思います。

さて、4ページですけれども、こちらは充実してきている分野のほうのお話を書いております。奈良県の医療費、介護費あるいは生活保護費、非常に古くからある制度につきましては、給付がこのように伸びてきている、これからの少子高齢化社会の中で、こういった制度を支えきれぬのかということが非常に重要な課題となっております。

一方で次の5ページですけれども、先ほど申し上げました孤立や狭間の問題であります。少しイメージを持つためにいろいろな例をここに書かせていただきました。定められた基準に乗ることができない方、支援制度が整っていない若年性認知症やホームレスといった方々、子育て

て世代と親の介護を担う年代の世代が重なっていて、既存の制度で対応できない方、こういった狭間の問題があります。

また、支援をしてほしいとおっしゃってこられない方々、昔で言えば自己責任という思いから、支援を求めずにためらっていらっしゃるような方々、あえて支援を求めない方がいらっしゃる。そして、また支援を求めることができない方、制度を知らなかったりとか、あるいは子どもであったりとか、そういったことがあります。

最近、増えていると言われるのが一番右の青い部分、支援を求める認識がない、そもそも社会との関わりがないひきこもりのような方々、こういった方々が最近増えてきております。

6 ページで、ここまでを整理しています。社会の変化の中で福祉には、持続可能性の確保という大きな課題、それから課題の複合化、複雑化、制度の狭間といったところで真に助けが必要な方々に対応できていないという課題、こういう大きな課題があります。それぞれについて取り組んでいく必要があるということでございます。

7 ページ、ポイントとして福祉政策の課題として制度の持続性の課題、その一方で支援が届かない、届きにくい人が増加している、制度の狭間に落ち込む人や孤立した方が増加している、こういった課題をどう解決するかが今日の大きな論点とさせていただきたいと思っております。

さて後半は、それではどういうふうにしていく必要があるのか、国の動き、そして県の取組、そういったものを紹介させていただこうと思っております。

8 ページでございます。関連する国の動きとして、介護保険法や社会福祉法の改正がございました。8 ページは介護保険法でございますけれども、これは制度の持続可能性の確保を大きな論点としております。下側の一番でございますけど、保険者機能の強化といった言葉が出ております。そのためにも介護予防や重度化予防の取組を進めていくこと、都道府県が市町村を支援しながら、財政的インセンティブも付与しながら自立支援や重度化防止に取り組んでいこうというふうになっております。持続可能性の確保のためには自己負担を引き上げるといったご協力もいただかなくてはいけない、こういった法律の構成になっております。

9 ページは、その中での県の取組でございます。まず、医療のほうの保険でありますけれども、国保の県単位化を契機として国保制度の持続可能性確保の観点から、県民負担と受益のマネジメント強化をしようということで医療費適正化、地域医療構想、国保県単位化、この三つを一体的に取り組んでおり、また市町村にも大変大きなご協力をいただいております。

また、介護保険制度についても、保険料の上昇が続く中で適正化と書いておりますけれども、自立支援、介護予防、重度化防止、そのためにもまた要介護認定の適正化をするといったこと

を市町村の皆様と呼びかけさせていただきながら、県域で推進をしていきたいと考えております。

10ページは社会福祉法の改正にかかわる最近のポイントでございます。大きなポイントとして、我が事・丸ごとの地域福祉の推進、これが国の理念ということで社会福祉法に理念の規定が追加されました。ここには、赤で書いてありますけれども、地域社会からの孤立、その他の福祉サービスを必要とするような地域住民がいらっしゃるということであるとか、ここで各般の課題を把握するというをしなくてはいけないこと、それを関係機関との連携によって解決を図っていこう、こういった理念が書かれております。この理念を実現するために、市町村が以下の包括的支援体制づくりに努める旨が規定されておまして、地域住民の参加を促進するための環境整備であるとか、住民に身近な圏域で総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制をつくるということが規定されています。

また、このために市町村が地域福祉計画を策定するというを努力義務として規定しているということでございます。

11ページ、奈良県としての計画でございますけれども、来年度からの県域地域福祉計画を、今年度策定することになります。次期計画においては市町村及び市町村社協による地域課題の解決力の強化、また市町村が生活課題の相談に応じ連絡調整を行う体制づくりを支援していくこと、このためにも市町村福祉地域計画の策定を進めること、こういったことを盛り込みたいと考えております。

ちなみに、12ページ、現時点での市町村の地域福祉計画の策定状況といたしましては、既に策定をされているところが12ということでございます。そのほかにも、今改定等を予定されているところもありますけれども、これから多くの市町村に策定に取り組んでいただきたいと考えています。

13ページに、後半でお話をしたこれから取り組みたい内容をまとめさせていただいております。地域の生活課題、すなわち孤立とか制度の狭間、縦割り、こういったことの解決のための気づきや見守りの体制づくり、孤立している方が困っているということをどうやって気づいたり見守ったりするのかという体制づくりが必要です。そして課題は複合的なことが多く、これを縦割りではなくてどうやって丸ごと受けとめる体制づくりをしていくかということが必要です。気づき、見守りのほうは行政機関が直接はできないことが多いかと思います。それを住民参加の組織も含めてどうやって体制をつくっていくのか。受けとめる体制づくりのほうは行政側にもさまざまな相談機関がありますが、縦割りになっています。これをどうやってつない

で複合的な課題を解決できる体制にしていくのか、いずれもこの支援をコーディネートする機能、調整していく機能、まとめていく機能が必要です。これは行政、社協などが手を取り合っ  
てやっていく必要があります。この三つがこれからの生活課題の解決のために不可欠である  
というふうに考えています。

14ページです。さまざまな主体があり、住民参加の組織であったり、地域包括支援センタ  
ーのような行政の組織もあります。こういった組織をつないで、そして協力、連携しながら解  
決していこうということでもあります。県及び県社協の連携のもとで市町村や市町村社協が中心  
となってモデル的取組を進めていくこと、そういった優良先進事例を地域特性を考慮しながら  
他の地域へ拡大していくこと、これを奈良モデルと呼んでおりますけれども、こういった手法  
で県域全体で福祉の充実を図っていくということを今日、ぜひお話し合いいただけたらなとい  
うふうに思っております。

15ページ、16ページはいかに孤立が進んでいるかということの参考資料でございます。  
高齢者の近隣とのつながりの状況、30年前とは大きく変わっております。近所の人たちと親  
しく付き合っている人がほとんどいらないという状況、また16ページには単身世帯  
や高齢者単身世帯がどんどん増えているというような状況がわかります。

私の説明は以上とさせていただきます、次に今日の議論の参考にさせていただくために、地  
域の生活課題の解決に向けた具体的取組事例を県社協のほうからご紹介していただくことに  
いたします。どうもありがとうございました。（拍手）

【司会】 はい、ありがとうございました。

続きまして、今ございましたように、暮らしの課題と「地域の福祉力」の可能性というこ  
とで、資料2によりまして奈良県社会福祉協議会地域福祉課の岡本主幹から事例紹介をして  
いただきます。お願いいたします。

【岡本奈良県社会福祉協議会地域福祉課主幹】 ただいまご紹介いただきました奈良県社会  
福祉協議会地域福祉課の岡本と申します。日頃、市町村社協の皆様とともに取り組んでいるこ  
とを中心にお話をさせていただきたいと思っております。

実は今、市町村社協の職員の皆様とともに、7月の中旬から岡山県の倉敷市に被災地の災害  
ボランティアセンターの支援ということで、現地に赴いております。私も一部、行かせて  
いただきましたけれども、災害時というのは、日頃の地域のつながりであるとか取組の真価が問  
われるということが、本当に実感としてございました。

本日は、県内の事例をもとに地域の福祉力についてご報告をさせていただきたいと思  
います。

2枚目のシートをご覧ください。この間、各分野ごとの福祉施策というものは非常に充実を  
してまいりましたが、実はそこをすり抜け、漏れ落ちる困りごとが現場で多数発生しています。  
記載のようなさまざまな事例には、非常に共通点がございます。先ほどの部長のお話しにもご  
ざいましたけれども、一つは近所との付き合いがほとんどなく、非常に孤立しているというこ  
とでございます。もう一つは、そのような孤立を背景に、自分から助けてと言えず、発見が遅  
れてしまい、解決がどんどんと難しくなるということです。新しい解決策や施策も出てきてい  
ますが、制度ができれば必ず狭間が生まれるというのが現状です。

これを何とかできないかと県内各地で取組が始まっております。これから四つの象徴的な事  
例をご紹介しますが、ぜひ実感のあるところでお話をさせていただこうと思いま  
したので、必然、一緒に活動することがこの数年間多かった香芝市社協さんの取り組みなど  
を中心にお話させていただくことをお許しいただきたいと思います。

事例の一つ目でございます。80代のお母さんと50代の息子さんの世帯です。息子さんは  
鬱をきっかけに6年ほど前から仕事を離れ、それ以来、お母さんも老人会などの付き合いから  
遠ざかっておられます。お二人とも家に閉じこもりがちで最近はお母さんに物忘れなどを出始  
めており、親しかったご近所の方がずっと気にかけておられました、いよいよ心配になり、  
社協に相談がございました。この地域を担当する社協職員はご近所さんと一緒に早速訪問させ  
ていただきましたが、大丈夫ですという一点張りで、特に息子さんの話になると、お構いなく  
と頑なになられます。

地域では、ご存じのとおり、独り暮らしの高齢者、そういった方々の孤独死であるとか、暮  
らしの課題が大きくなっていますが、このように8050というふうと呼ばれる、二人暮らし  
であっても非常にリスクを抱えて、かつ助けてと言えずに苦しんでいるご家庭が非常に増えて  
きております。

この地域では気になる会議というものが定期的に行われており、この世帯についてどのよう  
に見守りかわかっていくか話し合いが持たれました。この市では社協の働きかけで、気になる  
会議という場が設けられております。地域の皆さんは日頃の活動の中で、「この人、心配だな」  
とか、「気になるな」と感じておられることがたくさんありますが、おせっかいになってはい  
けない、余計なお世話になってはいけないということでためらいもおありです。

また、一人では何をしたいかわからない、どう支えていけばいいのかわからないと感じる  
ことも多くありますので、こういった場を使って情報を共有するようにしていってほしいです。

この気になる会議には三つの側面がございます。一つには気づきや心配なことを地域で話し

合い相談できる住民が主役の場であるということ。二つ目には地域の皆さんが情報や助け合う力を持ち寄る場であるということ。三つ目には住民さんだけではなく、専門職も参加し、互いに知恵を出し合い次の一手を考える場であるということです。もちろん、プライバシーには最大限配慮をしながらルールの中で運営をされています。

この地域での会議の話し合いにより、まずお母さんの認知症については地域包括支援センターが対応を進めることになりました。

一方、息子さんについてですが、地域の皆さんは自分たちでできる範囲で引き続き見守りをしていこうということになりました。病気で仕事を辞め母親を支える、こういった状況は決して他人事ではないという住民さんの思いからです。

その後、徐々に息子さんとの接点ができ、現在、息子さんご自身の今後の生活について相談や支援が始まっております。

この事例から教えていただいたことは2点です。気づきを話し合う場があると、早期発見や早期対応が進むということです。地域のことは地域の方々が一番よく知っておられます。そういったことを常々実感いたしますが、ご近所さんが「あの人、心配だな」と安心して声を出していただけるような環境が大切だと感じます。

二つ目は専門職の支援だけでなく、住民さんご自身が自分でできること、これを継続されたということです。例えば、介護保険が始まりますと、住民さんがそれまでされていたおすそ分けなどの関わりがなくなってしまうという話をよく耳にします。この事例では、専門職と連携しながら話し合いを続けたことで、この世帯への理解が深まり、近くに暮らす自分たちだからこそできることに、具体的には見守りということに取り組もうという流れができました。

続いて、次の事例です。こちらはひきこもりの事例でございます。20代の娘さんは中学2年生から不登校になり、10年以上、ひきこもりの状態にありました。お母様は周囲の誰にも相談できず、一人で不安を抱えておられました。何とかしなければという思いで、やっとの思いで社協に電話をくださいました。

この相談に対応したのは社協のコミュニティソーシャルワーカー、通称CSWです。このCSWは暮らしに身近なエリアを定めて、地域に密着して活動する社協の職員です。役割は大きく2点ございます。

一つは、担当する地域で困っている方を受けとめ、支えながら適切な相談支援につなげる役割です。二つ目は、支え合いの地域づくりを支援して、促進する役割です。

香芝市さんでは、地域福祉計画、地域福祉活動計画に、このCSWを位置づけ、中学校エリ

アに1名ずつ配置をされています。

このCSWが先ほどのお母さんからの電話相談を受け、すぐに家庭訪問を行いました。そして、長年にわたって苦しんできた親子の気持ちに配慮しながら、お母さんに寄り添う支援を開始しました。また、娘さんの今後の生活のためには、さまざまな支援が必要であると考え、制度を超えた多様な相談機関が連携し、協力しながら支援を進めることになりました。娘さんは福祉的なサービスを利用しながら自立へ向けた一歩を踏み出しています。

担当したCSWが私に言ってくれました。「ひきこもりの問題は、この家庭だけの問題ではない」ということです。この事例のタイトルに付けました「ひとりの問題をみんなの問題に」というのは、社協の先輩たちが教えてくれた地域福祉の言葉です。ひきこもりの問題は、この家庭だけではないですし、相談をためらい10年もの間、誰にも言えなかった、そういったお母さんのように助けると言えない親御さんは非常に多いのだと思います。

私事ではございますけれども、子どもを育てる一人の親としても非常に身につまされる思いがいたしました。

社協では、市の教育委員会などと連携され、ひきこもり家族の集いという場を始めることになりました。1年以上続ける中で、家族の悩みを分かち合い、自分だけではないと思える場になっています。また、自分も相談してみようと勇気を持たせたとおっしゃるお母さんもいらっしゃいます。

この事例から学んだことは、一つ目に多くの相談機関で連携して対応するということの大切さです。例えば、ひきこもりは専門の相談機関もちろんございますが、相談者それぞれの背景や抱えていらっしゃる課題は、非常に複雑かつ多様で、まさに狭間にある課題です。日々起こる様々な問題については、多様な機関が連携することで、相談者自身も安心して、断らない、受けとめる、そういったことができるのだと実感いたしました。

二つ目に、一人の問題をきっかけに新しい資源開発をすることの意義です。対処療法で終わらせずに、新しい資源を生み出すことが次の誰かを助けることにつながると実感します。

一番初めに発見の遅れが課題の一つであるとお伝えしました。あるベテランの社協職員さんは、「解決力こそが発見力につながる」というふうにおっしゃいます。例えば、介護保険サービスができたことで、介護の必要な多くの方が表面化しました。

このように新しい資源や解決策をつくることで早期に発見できる人たちが増えるのだなというふうに思います。

三つ目の事例でございます。こちらはご近所から孤立した高齢者世帯です。80代の兄と7

0代の妹さんで暮らしていますが、近所付き合いが全くありません。けんかが絶えず、ケアマネジャーや民生委員さんが仲裁に入りますけれども、激しくなるばかりでした。高圧的なお兄さんから離れ、妹さんに息抜きができる場が必要だと考え、ケアマネジャーさんが社協に相談しました。この地域には、できたばかりのサロン活動があり、妹さんがサロンに参加できると良いのではと考え、調整を始めました。

ただ、この世帯はご近所でも噂になるほどのご世帯でしたので、地域に丸投げになってはいけなと考えた社協職員は、話し合いの場を持つことにしました。

サロングループと専門職、社協の3者で集まり、この孤立した世帯について話し合いを行いました。当初、サロングループは自分たちで対応できるだろうかと不安を口にされていましたけれども、専門職は、慣れるまでケアマネさんが付き添うことや、何かあれば地域包括支援センターがバックアップするということを約束されました。サロングループさんは、こういった専門職のバックアップがあるのならば、よし、やってみようと思断をしてくださいました。社協はサロングループの不安に応えながら、きめ細かいコーディネートを行いました。妹さんは今、サロンに楽しんで参加されています。自分に声をかけてくれる人ができたことで、兄との関係も徐々に良好になりました。

サロングループの方が後日、こんなことをおっしゃいました。隣町で流行っているからサロンを始めたんだけど、本当に必要な人が参加してくれるか、ずっと疑問に思っていた、この妹さんが来てくれるようになって、やっぱりサロンをやっている良かったと思ったと、そういったことをおっしゃいました。

この地域では、しんどさを抱えた人たちに積極的に関わるような活動が發展しています。今日のテーマでもある、地域の福祉力の可能性を考える上で、大切なことを教えてくださった事例です。幾つかポイントがございます。

一つ目は、専門職のバックアップというものが非常に大切であるということです。今、社協の現場では、住民の力を活用するという言葉を極力使わなくなってまいりました。地域の活動者をしっかりと支え、力を合わせる専門職が求められており、むしろ住民に活用してもらえる専門職を目指そうというような思いからです。

二つ目に、住民に丸投げせずに話し合いの場を持ったということです。孤立世帯、ましてや専門職でも支援が難しい世帯のことです。サロンに行くのでよろしくと丸投げされても、サロングループの方は不安になったことでしょう。話し合いを通じて事情が分かったことで、不安な気持ちが共感や優しさ変わったのだというふうに感じます。

三つ目に、一人の人との経験、あるいは体験を通じて地域の方自身が自信を持ち、地域が変わっていくということです。あの地域だからできるのではないか、うちの地域は無理だというお声を住民さんから聞くこともございます。地域の事情に配慮しながら丁寧な支援を行い、一緒に経験や体験を重ねると、地域の福祉力は必ず高まっていくと、県内の社協の仲間や地域の住民さんに教えていただきました。

四つ目、最後の事例です。個別のご家庭の事例ではございませんので、あえて十津川村さんの事例というふうに記載をさせていただきました。十津川村さんには、モデル事業などを通じてたくさんの方の事を教えていただきました。多くの社協がそうであるように、十津川村社協の職員さんは地域に暮らし、地域に密着した活動をする中で、性質のことなる複数の課題に気づかれました。

一つは障害のある子どもを持つ親御さんの切なる願いです。社会への一歩になるような参加の場が欲しいというお声でした。

二つ目は地域の元気なお年寄りの声です。まだまだ体も丈夫だし、何かしたい、出番が欲しいというニーズです。

三つ目は、ふと地域を見渡して気づかれた課題。後継者がなく、手をかけられなくなった茶畑や梅林などが増えてきており、勿体ないなという地域の課題です。ともすると、別々の場で検討されてしまうような課題ですが、社協のワーカーさんは分野の異なるこの三つの課題をつなげることができないかと考えられ、奔走されました。幾度も話し合いや勉強会を重ね、地域の元気高齢者と障害当事者が力を合わせ、生産型の居場所をつくることにしたのです。持主の許可を得た茶畑などの手入れを行い、みんなで番茶や梅干しづくりに精を出します。道の駅やイベントなどで販売をし、楽しみながら活動を続けておられます。福祉といいますと、深刻な話も多いですが、解決の糸口は楽しさややりがい、そういったものにあるのだと教えていただきました。

これからの福祉のまちづくりを考える上で示唆に飛んだ事例ですけれども、ポイントは三つあるかと思います。一つは福祉だけにとどまらず、農業や産業など分野を超えた課題を横につないだことで、三方よしの取組が生まれたということです。二つ目に、特に農業や産業など、地域に根付いた分野との連携は、出番を求める人たちの居場所づくりの可能性を大変広げるということも大きな発見でした。三つ目に、楽しさややりがいがあることで、活動はぐんと活性化するという事です。ちょっとお洒落というようなキーワードも、世代を超えた取組のヒントかもしれません。

最後に、言うまでもございませんが、地域には切実な課題がたくさんございます。本日、お集まりの皆様こそが地域の最前線で課題に向き合っているのだと思います。私自身、市町村社協の皆様にご教えていただき毎日であり、そこからの事例をご紹介いたしました。

その中からこれからの地域課題を考えて解決していくために、あるいは地域の福祉力の可能性を広げるために大切にしたいなど実感していることを4点お話ししたいと思います。

一つ目に、住民の気づきを大切にしたい話し合いの機会を持つということが、地域づくりを進めるための第一歩となるということです。地域のことは住民さんが一番よく知っておられます。ほかの分野でもよく実施されているかと思いますが、気づきを互いに話し合うことで問題意識が高まり、行動につながるということです。

二つ目に、住民さんご自身の力を信じ、応援するということです。地域福祉活動には型にはまった条件はございませんので、自由に豊かな取組を尊重して応援していきたいと感じます。

三つ目に、そのような応援をするためには、地域のことをよく知り、住民を支援する専門職の存在が大切であるということです。地域づくりは地域ごとに異なるオーダーメイドなんだと常々感じます。地域をよく知り、この地域を担当しますという専門職がいると、例えばCSWのように制度の枠組みに縛られない専門職がいることは非常に心強いことだと考えます。

四つ目に、地域と専門職の協働の推進です。地域の切実な課題について住民の方に丸投げするということはもちろんできませんし、専門職が丸抱えするという時代でもなくなってまいりました。住民と専門職が地域の問題を分かち合い、力を合わせて協働することが求められているのだと日々実感いたします。そこを進めていくのが社協への大きな期待と責任だというふうにも感じます。

事例を通じてお話ししてきましたように、地域の福祉力には非常に可能性もございますが、住民だけでできるものではないと考えます。包括的な相談支援体制について、先ほど部長のお話にもございましたが、この部分と両輪であればこそ、力強く進むのではないかと思うからです。つまり、地域の皆さんが発見した困りごとがたらい回しならず、制度横断で受けとめられる仕組みが不可欠だというふうに思うからです。

さらに、そのような仕組みを着実に進めるためにも、やはり計画化というのは大切な取組であるというふうにも感じます。巻末には、そのような面の取組について他府県の事例も掲載しておりますので、よろしければご参照いただければと思います。

本日は地域福祉の現場の取組例をご紹介させていただきました。もとより地域にはたくさんの素敵な取組がございます。今後とも皆様に学ばせていただきながら、県社協としても一緒に

汗をかいてまいりたいと存じます。このような機会をいただきましたこと、そして拙い話ではございましたが、ご清聴いただき感謝申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

【司会】 岡本様、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明及び事例発表を踏まえまして、各テーブルでそれぞれの地域におけます地域共生社会の実現に向けました課題や、あるいはその解決に向けた具体的取組、また取組におけるご苦労や工夫されている点などございましたら、そういう点につきまして意見交換等をお願いいたします。30分程度を予定しております。意見交換していただきました後、話し合われました内容につきまして各テーブルから代表してどなたかに発表していただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

報道機関の皆様方をお願いいたしますが、意見交換中のカメラの移動はお控えいただきまして、自席で取材していただきますように、よろしくお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

（意見交換）

【司会】 それでは、時間になりました。意見は尽きぬとは思いますが、ここらで意見交換の結果を発表していただく時間にしていただきたいと思います。

それでは、各テーブルの意見をどなたか代表の方に発表していただきたいと思います。意見発表は各テーブル、恐れ入りますが、三、四分程度でしていただければありがたいです。それと、マイクをお使いいただきますように、よろしくお願いいたします。

それでは、1番のテーブルからお願いいたします。

【東川御所市長】 失礼します。御所市長の東川でございます。よろしくお願いいたします。

このテーブルは、大和郡山市、十津川村、上北山村、東吉野村、御所市、そして村田副知事と地域振興部長のテーブルでございます。

ちょっと私も思ったんですけど、この話を聞いておまして、福祉の話ですけれども、防災に非常につながるなということもまず私も思いました。やっぱり防災と福祉、これ両方につながるのがその地域コミュニティだなと思いました。

その中で、発表の中にもありましたように、やっぱり地域サロン、場づくりというのを我々はやっていくべきなのかなと。したがって、これはまちづくりにつながるようになってくるのかなという話が出ています。

ただ、そういうような場所をつくっても、出てくる人と出てこない人というのがあるなど。いかに出てきてもらえるか、出てくる習慣をつけてもらえるかというのが、これからキーにな

るのかなという話が出てきました。

そして、十津川村さんがいらっしゃいまして、十津川村さんでは、障害者の方を受け入れて、すばらしいコミュニティをつくっておられると。これは聞きましたら、きっかけは障害者をお持ちの親御さんの話し合いの場からこういう形になったと。そして、村の課題であるちょっと荒れているような場所もどうにかしないといけないと、そしてやりがいをつくっていただくことで、まさに横の連携をそういう形でコーディネートをしたことによって、こういうことができたというところでございます。

役に立つというのが非常にエネルギーになっているというお話をお伺いしました。できれば、それが今度は経済につながるような形につなげていきたいと。今も少しお金をためて、そういう方々が旅行に行く足しにするとかというようなことを既にやっておられるようでございます。

ほかにもこういうことをやるのに、継続することが大事だというご意見がありました。継続するのには何がキーかということは、リーダーがいかに育つかということです。リーダーといっても年をとります。例えば、郡山市ではラジオ体操をされているのですが、ラジオ体操のリーダーも年をとっていると。そうしたら、自然とその次のリーダーがあらわれたというお話です。ラジオ体操は、夏休みに子どもが来るとというのが非常に良い刺激になって、それが接着剤のような役目を果たしていると。要は、これら両方に言えるのは、出てくる場所というか、きっかけとか、そういうものをうまくつくっていくことが一つのキーになってくるのかなということでございます。

それと、別の話ですけれども、介護保険の話も出ました。国保が県で統一になったので、次は介護保険かというような話も出たんですけれども、現実的にこれをやるには施設の塊によって介護保険料も大きく変わっていると。要は、民の意識がそこに働いているので、なかなか難しい部分があると。

ただし、これについてもやはり制度疲労を起こしているので、テーブルをもって1回考えようではないかという話が出ました。

まず県統一化というよりも、エリアごとで1回考えるというようなことをしたらどうかなという意見が出てきました。

1番テーブルは大体こんなところでございます。以上でございます。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

それでは2番のテーブル、よろしく願いいたします。

【竹村川西町長】 2番テーブルの川西町の竹村でございます。

こちらのテーブルは、知事、福祉医療部長並びに橿原市、黒滝村、三宅町、下北山村、川西町というテーブルでございまして、人口も10万人のところから本町、三宅町は1万人弱、また黒滝、下北山村は1,000人弱という大きく人口構成も違う市町村のテーブルでございませう。

それぞれの地域によって人口も違いますので、いろいろな活動の仕方があるんですけども、まず最初に、地域福祉計画の策定状況の話になりまして、奈良県下は策定状況が一番低いと、ぜひ県下市町村、全部の市町村が計画をしっかりとつくっていくことが大事だというお話が知事からございましたので、成り代わりまして私よりお願い申し上げたいと思います。

その中で、橿原市さんからのまず具体的な話なんですけども、大きな市になりますと、小学校区ごとに地域福祉計画を策定され、それぞれの地域が人口が多く、その校区ごとに特色がございまして計画が一まとめにつくれないということでございまして、学校区ごとに策定して福祉の対応をされているという話でございまして、その中での課題がなかなか住民の皆様方への周知が難しいということでございまして、社協のほうからは全戸に対してまして計画を配布し、またケア会議も活用されておりますけれども、なかなか周知が難しいという話でございました。

また、人口の少ないところ、下北山村様では800人弱の人口でございまして、一人ひとりの顔が見えるということで、オーダーメイドで対応ができる、生活の状況や健康状況もよく分かるということで、一人ひとりの個別に対応されているという話でございました。

その中でキーとなるのが、行政というのが縦割りのような状況でございまして、制度の狭間で穴が出ているような状況であると。例えばの話でございましたが、精神障害を持たれている方というのは、よくよく調べてみると、子どものときの発達の段階から困難を抱えているという状況で、子どもの時代は療育で対応できるけれども、成人になったときに制度的な穴があるので、これをどうしていくのかという課題があるというような話でございました。

一つには、行政と社協とで役割分担を明確にしていって、そういった穴を埋めていく必要があるのではないかというような話をしておりました。

最後になりますけども、県社協と市町村社協との関係についてどうなのかというような話が知事からいただきましたが、市町村長であれば、こういった形で一堂に会していろいろな課題を話し合う機会があるんですけども、市町村社協の場合は会長同士が会う機会がないというような話もございましたので、ぜひ集まる機会をこういった形でつくることによって意見交換をし、県下で福祉の底上げを図る、いわゆる奈良モデルみたいな形をとることができるのではないかというような話もございました。

こちらのテーブルは以上でございます。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

それでは3番のテーブル、よろしくお願いいたします。

【平井王寺町長】 3番テーブルの王寺町でございますが、このテーブルが一番大きい奈良市、川上村さん、葛城市さん、町として王寺町と下市町、大小あるいは地域性、バラエティーに飛んだ5団体でございます、それに村井副知事と総務部長に入っております。

最初にどういう共通のテーマでお話しさせてもらったらいののかなということで、やはり福祉関係の事業、それぞれ悩ましいのが支えていただく人材をどういうふうに確保して、育成するかということの中でお話をさせていただきます。

奈良市さんは、さすがに40万都市で、社会福祉協議会もしっかりした組織をされているようでございます。社協の人数で100人で、コミュニティソーシャルワーカーの方も13人おられるということです。人材という意味で心に残ったのが、市で意識して民間の施設から人材を採用されて、市の中でうまく福祉事業の中で活用されているということが、印象に残っています。

また、奈良市さんも先ほどおっしゃってましたけれど、都市部もあれば、それから山間部もあると思いますので、これまたいろいろな情報を教えていただきたいというのが私の感想でございます。

それから、葛城市さんのほうから一つの課題として指摘、紹介がありましたのは、今までは55才、60才で定年になられる方、あるいは地域の女性が、福祉の主要な担い手としておられたと。今、働き方改革で、逆にこういった人材が自分の就業、就労にシフトされるので、地域での福祉の担い手が少なくなっているように感じると、こういうご意見もありました。葛城市さんのほうは、やはり地域的に地域の縁というものが多分あると思うんですけども、特に人材という意味でも、「ゆうあいステーション」を中心に、また社協も30人おられるということで、事業もやりながら福祉事業を展開されているのではないかなというふうに思いました。

それから、下市町さんのほうは、非常に思い切った言い方をしますと、本当に田舎で福祉をやられているんじゃないかなと。というのは、王寺と下市と町でありますけども、やはりかなり景色が違うというか、下市町さんは12人、社協の方がおられて、ソーシャルワーカーの方も4人おられるということで、実は王寺町のほうは社協の職員は5人しかおりません。3人が出向で、あとはプロパーなんですけども、本当に社協組織の弱いところなんです。そういう意味で

は、ずっと私、聞かせてもらっていたんですけども、王寺町は、都市化しているところと旧の地域とが混在して、それぞれ割と独立しているものですから、なかなか横の情報交換なり、横串を指すというのは難しい地域なのですが、サロンをできるだけ今、展開しながら、こちらのアイデアをこちらで移して使ってもらおうとか、そういった人材の活用もしながら王寺は今、サロンで中心に取り組んでいるということを紹介させてもらいたいと。

遅くなりました。川上村さんは、地域の特殊性ということで、村のほうで「かわかみライフ」を中心に地域の方の個人の生活までできるだけ寄り添っていこうということで、いろいろな展開をされておると。

ただ、逆にそれが個人個人の自主性というんですかね、個人の課題を逆に浮き彫りにしているという問題意識があるんだというふうにおっしゃってました。

ちょっとまとまらない報告になりますけれども、一番弱体の社協を抱えている王寺としては非常に参考になっていまして、今後ぜひまたいろいろなことで教えていただければというふうに思っております。

以上でございます。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

それでは、4番のテーブル、よろしくお願いいたします。

【並河天理市長】 4番テーブル、天理市長の並河から発表させていただきます。

吉野町様、曾爾村様、斑鳩町様と私ども、またそこに南部東部振興監と福祉医療部の青山理事にご参加いただいて議論をしたわけでございます。

皮切りに今、吉野町様で取り組まれておりますCSWの活動についてお話をいただきまして、地域の皆様が近所の気になる方の課題解決に関心を示していただいたときに、一方で介護職のプロの方の邪魔になってもなというようなところもあったという中で、CSWの方がうまく入られて家族あるいはケアマネの皆さん、近所の役割というのを整理して課題の解決、近所が何をされるかということ整理されたというようなお話でありましたり、またサロンの機会、お母さんたちが食堂をやられる機会、カラオケ大会などいろいろな機会に居場所づくりをされていて、そこでその地域の皆様方からお困りごと等を聴取し、集約する貴重な機会になっているという話をいただきました。

それに対して、また天理のほうからも子育ての皆さんのサークルが集まる機会でありましたり、子ども食堂の機会であったり、また介護予防の機会などに、やはりその機会を利用していろいろな話も聞いていこうというようなことで動いているということをお話ししたところで

ございます。

一方で、そうやっているいろいろな課題をお伺いしたときに、どのようにきちんと解決につなげていくか。ここで曾爾村様のほうから、社協の人員の点からも現在抱えているケアハウスであったり、作業所の運営というところで、いっぱいになってしまう部分があると。従来の民生委員や自治会の皆さん方に相談等は委ねてしまわざるを得ない状況もある中で、現在はまだそのCSWというような形で動くところまで至っていないという部分と、そして専門職の方をしっかりと確保しようとしても、なかなか集まりづらいというお話がございました。

そして、行政の各単位のところで課題に向かっていく中では、斑鳩町長様からネグレクトのような問題があったときに、保育所の先生が現場だけでは対応するのは難しい中で、横断的にコーディネートできるような人材をしっかりと確保していかないといけないなど、こういったお話もありました。ぜひ今後市町村だけでなく県のほうとも協議をしながら、そういった人材の確保についてもお話ができれば、有意義ではないかというふうに、テーブルでは議論をしたところでございます。

そしてまた、南部東部振興監のほうから、どこまで行ったらその課題を解決したことになるんだろうと、非常にそこはゴールの設定というのは難しい部分もあるんだろうというご提起があったところでございますが、吉野町様のほうでは、やはり本当に一人ひとりの部分までしっかりと見ていくことが大事だという非常に強いお言葉を北岡町長からいただいたところでございます。

ただ一方で、それを全部行政がやっていくというのは、非常に難しい、冒頭のご発表でもありましたけども、地域へ丸投げでもなく専門職の丸抱えでもない、このバランスをいかにとっていくかが非常に大事だというような議論をさせていただいたところでございます。

その中では、やはり地域の人材がやる気は持っていていただいている部分をどうしっかりと課題解決につながっていくようにコーディネートできるかという、専門職の役割が大事だなという話にやはりなりましたのと、また旧村の部分と新興住宅だったりで事情は違ってくるんだと思うんですが、集合住宅などでまだまだ民生の皆さん、自治会の皆さんもアウトリーチできていない住民の皆さんがたくさんいらっしゃるということの中で、やはり気軽に出てこられるような居場所をしっかりとつくって行って、こちらが出ていくだけでなく、向こうが敷居を低くして来やすいような環境を整えていくことも大事ではないかと、かような議論をさせていただいたところでございます。

4番テーブルから以上です。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

それでは5番のテーブル、よろしくお願いいたします。

【森村香芝市社会福祉協議会事務局長】 それでは、5番テーブルの香芝市社会福祉協議会事務局長の森村でございます。

この5番テーブルにつきましては、産業・雇用振興部長様、大和高田市様、三郷町様、河合町様、野迫川村様、そして私ども香芝市、それから医療・介護保険局長様というテーブルでございます。

皆様方、積極的にいろいろご意見いただきましたので、現状をそれぞれ報告していただくということで、一応お時間が参りましたので、皆さん方の状況を報告させていただきたいと思えます。

まずは高田市様のほうから、現状の福祉につきましては包括支援センターを中心に活動しているということで、今後はその中心部分を強化していく予定であるということでございます。そして、地域のことにつきましては、地域差が大きいということと世帯構成や年代構成、このようなものにどう向き合うかというのが課題であるというふうに捉えてらっしゃるというご報告をいただきました。

それから、香芝市などでもやっております見守り協定等を活用したり、行政のさらなる取組を今後、模索していきたいということでございました。

先ほどお話に出ました地域福祉計画も策定する予定ということで、お答えいただいております。

続きまして、三郷町様でございます。包括を直営にするというような新たな取組に挑んでいらっしゃるということでございます。民間に委ねる部分と行政がやる部分を切り分けるということも認識しているということでございます。そして、地域の活動におきましては、サロンという形のふれあいの場をそれぞれ30カ所、サテライト型のふれあいの場を17カ所、それぞれ開催したいということで、いろいろ計画いただいているみたいでございます。

河合町様におかれましては、包括は社会福祉協議会様のほうで実施されているようでございます。社協のほうで民間とつなげていくという部分を担っていらっしゃるようでございます。サロン等も積極的に取り組んでいくと、そのような方針をお聞きしたところでございます。

続きまして、野迫川村様でございます。これは私どもから見ても非常にうらやましい限りでございますが、高齢者が多いということを手にとるといってもございませぬが、そういう状況の中でまだまだお互いに助け合う、私どもが努力しております地域力というところが

まだまだ十分機能しているということをご報告いただいているわけでございます。実際の事業としましては、食事サービスであるとか、こういったものを使ってケースを見付けていくと、こういったことに取り組んでいらっしゃるようでございます。

そのようなお話をいただいた後で、ご質問をいただいたわけでございますので、私ども香芝市のほうは先ほど県社協からご報告いただきましたのであえて報告いたしませんでしたが、社会福祉協議会としましたら地域福祉の推進が目的であるということと、コミュニティソーシャルワーカーにつきましては、住民の自主的な活動を支援すると、そういう性質の専門職で活動しておるということをご報告申し上げた次第でございます。

以上でございます。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

それでは、6番のテーブル、よろしくお願いいたします。

【森川明日香村長】 それでは、明日香村の森川のほうからご説明申し上げたいと思います。

私どものテーブルは、桜井市さん、宇陀市さん、そして上牧町さん、明日香村、そして県から農林部長と県社協の常務理事、参加のもとでお話を進めさせていただきました。

まず、先ほどから出ております地域福祉計画なんですけれども、この4市町村のうち三つは策定しております。非常に出来が良いと思っているんです。それも策定したばかりで二つ、私どもと桜井市が策定したばかり、その中でちょっとやっぱり出てましたのは、社協さんの関与のほうが非常に強くなっているということは非常に良いことじゃないかなと。私どももそうでしたし、桜井市さんのほうも社協さんの関与は強くなっていると。

その中で実態的に話をしていくと、やっぱり特に桜井市さんほうがいろいろ出てたんですけども、非常に地域でいろいろなばらつきがあるので、そのばらつきを見るためには、中学校単位で物事を考えるというのが非常に良いんじゃないかというようなお話が出ておりました。幾つかありますので、せっかくですので申し上げていきますと、次に本当の困り事の情報はどうやって集めるんだらうというのがポイントだらうと思っています。今までお話が出てないんで、少し提案というか、提起しておきたいと思いますのは、実は民生児童委員が本当の困り事を聞く役割として存在していたんだと思います。本当に危ない方、困っている方を確認するという役割だったと思いますが、上牧町長が随分強くおっしゃってましたけれど、個人情報保護の関係などがあって、民生児童委員さんに情報がどんどん入りにくくなっていると。自治会長と民生児童委員がどうやって連携できるのかという、そこの最初の部分がどんどん薄れていっていると。この対策は実は議論があんまりされていないなというふうには思っております。

その一つの解決策として、できるだけ細かい地域ごとに行うようなサロン活動というのが、やっぱり役に立つんだろうなというのが今日議論させていただいた中でも出てまいりました。中学校単位のサロン活動、あるいは小学校単位というのがあるかもしれません。私どもの村はもうちょっと地域が地縁型の地域でございますので、集落単位でやっております。39大字集落中、16で今動き始めております。やっぱりその中で自分たちの一番その地域の人たちが集まりやすいテーマ、カラオケなのか、防災なのか、さまざまなテーマがあります。スポーツなのか、ノルディックで集まっているサロンもあれば、ボケ防止で集まっているサロンもあります。ばらばらですが、そういうテーマに基づいたサロンで集まっていくというのが、最終的に困りごとをつかんでいく手法なのかなというふうには、ちょっと議論としてありました。集まる場を含めてそういうことです。

先ほども皆さんから出ておりました、専門職とか誰にどういうふうに来てもらうのかという話だと思うのですが、その中で出ておりましたのが、やっぱり事務職では専門性が足りない。ただ、専門職だといろいろなことが今もういっぱい知識がないと駄目なので。ということで、CSWですか、CSWって何者だろうということは、ちょっとよくわからないというのが、この場ではありました。非常に失礼なんですけれど、では、どうやって育てていくのかということのほうが私は非常に興味持っております。

うちの村の事例でご紹介申し上げますけれども、保健師さんをできるだけ雇って、その人に頼もうということで、そういう役割を持たそうと思っておりましたが、ちょっと保健師さんだけでは無理だな、介護とかそういうものは無理だなということで、3年、4年前に社会福祉士を一生懸命雇おうと。これは経験者が多いですから、先ほども事例で出てましたけれども。それで二人雇いました。非常に役に立ちます。情報が入ってくるし、いろいろなことができると。

ただし、それでもやっぱり限度があって、もうちょっと、医療のことも知識のあるような人がほしいなということで、実は1週間ほど前から人材を募集しております。募集の中で、名前は非常にいいかげんに付けております、総合福祉職求めますと。何でもいいですと。面接で決めますから。保健師でも何でもいいですから、来てください。理学療法士という資格があってもいいし、一つの資格だけじゃなくて複数資格を持っているほうがいいですという形での今、募集を始めております。

そういうやり方で専門職系から入って一般職をつくっていくほうが、私が技術職だからこうやって言っているのかもしれませんが、そういうやり方もあるのかなということでご提案をしておこうかなというふうに思います。

ただ、この社協の常務理事からは、地域ごとのオーダーメイドでしたほうが良いというご提案もいただいておりますので、それは非常に参考になるなど感じているところでございます。以上でございます。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

それでは7番のテーブル、よろしくお願いいたします。

【東高取町社会福祉協議会理事長】 7番テーブルから発表させていただきます。高取町副町長で、高取町社会福祉協議会会長をしております東でございます。

本テーブルは、生駒市さん、御杖村さん、安堵町さん、天川村さん、高取町の5市町村と県からはこども・女性局長さん、県土マネジメント部長さんの2名が参加して話し合いのほう、進めていきました。

本テーブルでのポイントですけれども、福祉政策の課題として上げられています制度の持続可能性の確保が指摘される一方で、支援が届かない、届きにくい人、また孤立している人をどのようにして把握していったらいいんだろうということをテーマに話し合いのほう、進めてまいりました。どの市町村も中心となっていただいておりますのは、民生委員さん、自治会の委員さん、老人クラブさん等が中心になっているということでございます。

都市部に比べますと人口の少ない市町村では地域コミュニティがまだ保たれておりますので、把握のほうは今のところできている状態でありますけれども、以前に比べるとコミュニティがだんだん希薄になっているということもあって、いかに今後もこの地域コミュニティを保っていくかということが重要だというお話でございます。

そしてまた、高齢化が進んでおまして、どこでもそうなのですが、高齢者だけが居住しているというところで、地域外に住んでいる子どもたちに情報をいかにしてきめ細かく伝えていくのが重要なことではないのかなということ、高取町の取組といたしまして、本年5月から日本郵便さんと提携をしまして見守り電話サービスの報告がございました。その中で、町長のほうからなんですけれども、制度は始めましたけれども、今のところ、申し込み者はそんなに伸びていないということの報告がありまして、それはどういったことなんだろうということで、情報を外に出したくないという思いがあるのではないかとございます。

一方、きめ細かな支援をしていくためには、個人の深いところに入っていかないと、それぞれに対応したきめ細かな対応ができないということもあり、先ほど来ありますように、個人情報の関係もございまして、なかなか入っていきづらい、特に都市部のほうでは情報をつかみづらいということでございます。

次に、高齢者の居場所づくりについてのお話をしました。都市部のほうでは、民間のほうでいろいろなことができるんですけども、田舎のほうでは、そういった娯楽も少ないので時間を持て余しており、人々が集まれば噂話に終始してしまうようなことがありますので、行政といいますか、そういったところでは楽しい高齢者の居場所づくりをしていくことが重要なことではないかというお話でございました。

各市町村とも地域のふれあいサロン、いきいき体操、そういうものを実施されているということでございます。

それで、私、高取町ですので、一つだけうちの地域の特色のある取組を報告させていただきたいと思うんですけども、今、本町では農福連携ということを進めさせていただいております。障害者の居場所づくりや楽しさ、そしてやりがいをつくる一方、農業の担い手の減少と耕作放棄地が増えておりますので、そういったところを農福連携ということで解消していければということで、昨年来より取組を進めさせていただいております。今後も地域と行政の連携が必要であるということで、お話のほうは終了させていただきました。

以上でございます。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

それでは8番のテーブル、よろしく願いいたします。

【岡下大淀町長】 大淀町の岡下です。

うちのテーブルは、レイアウトを見ていただいたら分かると思います。県からは観光局長、くらし創造部長、そして福祉医療部次長がおられます。

地域福祉計画ですけども、大淀と田原本はつくってあります。今年度中に広陵はつくるそうでございます。山添はまだできていないということでございます。

まず、地域ってどんなもんやというふうな話も出ました。いろいろな地域があります。その中で、大淀町の北野地域という地区があるんですけども、新興住宅地なんですけれども、ここは2、000ほどの住宅地なんですけれども、ここでは北野広場というものをつくりまして、地元住民のボランティアによって子どもたちを見ていただいていると、いろいろな形で見てもらっていると。学童保育とはまた違った形の組織でございまして、県社協や町の社協の協力を得て、子どもたちを外で遊ばせたり、いろいろな勉強を見たりというふうなことをやってもらっている組織がございます。

いろいろな情報交換をさせていただきましたけれども、このサミットは今回福祉に関しましては、知事が最初におっしゃいましたように、情報交換をしてこういうところ、うちの足らん

ところを補おうというふうな場所だという感覚でやらせてもらいました。

特に田原本町と広陵町におかれましては、社協と民生委員が連携してお弁当を届けて、独り暮らし高齢者の見守りや相談をやっておるといふなことでございました。特に、全体といたしましては、社協と民生委員さんが最近都会のほうではなり手が少ないというふうなことを聞きますけれども、このテーブルでは一応皆さんがなっていておるといふなことでございます。

以上、大体お話をさせていただいたところでございます。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

それでは、知事から総括をお願いできますでしょうか。

【荒井知事】 いろいろありがとうございます。ここではいろいろな気づかないところを気づかせていただいていることが大変多いんですけども、ちょっと聞いた範囲で、ああ、これは大事な情報だなということピックアップさせていただきます。

最初に御所市長おっしゃいました、出てくる人、出てこない人をどうするか、出てこない人がどうするかということでございますが、我々、セーフティネットをつくっているわけですけども、セーフティネットの穴が大きくて落ちこぼれる人がいるということですけども、ネットにも落ちてこない人がいる。どこかにしがみついてネットに落ちてくると、ああ、こういう人がいるんだ、助けなくてはということが認知できるわけですけども。本人が認知するんじゃないしに、我々が認知できない人がいるというのが課題だというふうに発言されたように思います。

そこから役立ち感というか、困難な人を助けるのは、助け方が、経済的に助けるのと精神的に助けるのと社会的に助けるのといろいろな種類がありますけれども、役立ち感がある感覚を持ってもらうというのは、精神的に助けるということが大事だと、こういうふうにおっしゃったように思います。

そこから川西町さんで、この場所ですけど、地域福祉計画のやっているところとやってないところ、顔が見えるからやってないという意見もあるんですけども、顔が見えるからといって、その重箱の見えるところ、ほうきで掃けるところだけ掃いているかもしれないので、重箱の隅に埃がたまっているのは、計画があるともう少し真四角に掃けるんじゃないかと思います。今日は、このテーブルの計画をつくってない町村は、計画をつくるということを約束されたので、ですよね。1年だとか2年以内でぜひ計画をつくるということで。計画ができているのも知らない首長がおられるかもしれないし、できていないのも知らない首長がおられるか

もしれない。職員の方、たくさん聞いておられると思いますけども、首長がやる、やらないにかかわらず、職員の人やってくださいね。お願いしますよ。向こうに向かって、こう言う。計画はできる過程が大事で、何をするかというような課題が出るということを思います。そこから県社協と市町村社協の関係は、役割分担をはっきりしなくてはいけないのかな、どちらがどうするのかという役割意識を持たないといけないのかなというようなことを思いました。

それから、王寺町の方のテーブルで言われた人材育成で考えさせられるのは、専門職の方と組織とのあり方、あるいは施設の民間のサービスと公のサービスの掛け合いというようなことが大事かなと改めて思いました。

そこから、奈良市の社協の人数が100人いるということで、これはちょっと調べようかと思うのですが、対象になる人数と対応する人数とこれをちょっとそれぞれ調べて、対応する側はいろいろ専門が分かれていますけれども、対象の人数と対応の人数のバランスをよくとるのは我々の一つの課題で、行政とか社協の人手不足の中で効率的な福祉をやろうというのが目的でございますので、供給と受益のほうの人数とか能力をちょっと調べることをしようかなと思います。

それから、天理市長の4番目ところでは専門職の確保、人材の育成ということをおっしゃいました。介護職と社協との関係、居場所づくりということですけども、それでふと思いましたのは、丸抱えの専門職と丸投げの行政は悪い組合せのように思います。丸投げの行政と丸抱えの専門職だったら、ちょっとバランスがとれないかなと。丸抱えというのは行政はなかなかできないんですけども、丸投げしているんじゃないと、コーディネートはしているというような役割認識が要るのかなというように思いました。

それから、香芝市社協さんがおっしゃった、地域差が多いとおっしゃったので、奈良県ではどこだったらよかったのにと、ほかの町、老健のほうは良い施設を探していかれるという傾向がありますけども、障害者とかいろいろなところは、子ども児相なんかは、その町の児相にしに行きようがないので、つなぎ渡りが悪いとひどい目に遭ったと、後でほぞをかまれちゃいけないので、いろいろなこういう研究をして、奈良県は福祉サービスが全国一だとならないかなと。地域の福祉計画は全国最下位だけれども、福祉サービスが全国一と言えないかなと、こう私の立場としては思いました。

それから、明日香村長さんのおっしゃった中で、やはり集まりの場所をどのようにするかということと、それからおっしゃった中で共助はNPOとか社福協の役割にも位置付けられている。それと公助のかみ合わせ。公助と自助と共助と分けるのではない、共助と公助をうまく組

み合わすことができたなら良いのになというふうな感想を持たせていただきました。

高取町さん社協さんのテーブルの中では、困った人の知り方、認知の仕方あるいは困った人のシグナルをどのように発してもらおうかというお話がございました。昔の村だと困った人はどこかの後ろに隠すと。最近でも障害者の子どもを監禁して倉庫に隠すというのは、そういうメンタリティーのあらわれでありますけれども、ああいう人は救えないのかなと。ちょっと困った子どもがいると、虐待で消してしまうと。とてもとても悲しいことでもありますので、困った人を隠すという、あるいは出さないというメンタリティー、ご家族にも出てくるのをどのようにすればいいのかなと。とても深刻な話だなと。子ども児相ルポという本が出て、とても悲しくて読めないような本でありますけれども、我々の仕事、困った人の知らせ方、知り方、ご家庭のお気持ちとの折り合いというの、なかなか難しいけれども、まだまだ考えなきゃいけないというふうに思いました。また農福連携の話が出ましたが、農福の連携、力を入れられないかなと奈良県では思っております。

それから、大淀町さんの方で地域についての話がございましたが、私のテーブルでも地域というのはどういうふうなことですかとということ川西町の社協の会長がおっしゃって、地域の性格とかサイズとかどのように、性格というのは顔の見えるか、見えないか、あるいは県社協のあれでは、地域のオールドニュータウンとか高齢者とか、いろいろな地域の性格を分類してされているのは分かりやすいと思いますが、顔が見える、見えない、地域の性格を超えて福祉が伸びないかというように思います。つなぎとか結びとか我々の専門職になるべく半投げとか丸投げをしないで、この結びをうまくできるようなのは、行政の知恵、役割の話かなと思います。

それぞれ不十分でございますけれども、感じた点を列挙いたしまして、職員の人に聞いていただいて、首長が忘れても職員の方はちゃんと覚えていくようにと。時々県で、あのとき何か良いことを言ったことなんだけど、君、覚えてるかと言ってお盆が明けたら言うことにしておりますので、職員の方はしっかり覚えて、あと行政を進めていただけたらというように思います。時間いただきまして、ありがとうございました。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

それでは、福祉の奈良モデルにつきましてはここまでとさせていただきます。

引き続きまして、県からの情報提供に移らせていただきます。

まず1点目、「大規模災害に備えて」につきまして、知事公室次長の中西よりご説明を申し上げます。

【中西知事公室次長】 知事公室次長の中西でございます。私のほうからは、「大規模災害に備えて」と題しまして、奈良県での水害、土砂災害等に備えた（仮称）緊急防災対策の検討につきましてご説明させていただきます。お手元の資料3をご覧くださいと思います。

先月5日からの豪雨では、本県でもお一人が亡くなり、全国で200人を超える方がお亡くなりになりました。被災された皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

どうしてあのような大災害が発生したのでしょうか。人命を救うことはできなかったのでしょうか。奈良で同じような豪雨が来たときに、何とか死者が出ないようにしたい、それは本日も出席の皆様の共通の思いであろうと思います。そのために、県では今回の豪雨災害を教訓に、奈良県での災害に対する備えを着実に実施する必要があると考えており、現在、（仮称）緊急防災対策の検討を始めております。

資料の1ページをご覧ください。緊急防災対策のフレーム案をお示ししております。

まずは死者をなくすためにという観点でございます。今回の災害で、どこで、どのようにお亡くなりになったのかを検証し、どのように防げるか、さらに奈良県での対策を考えてまいります。

次に住家の被害発生を防止するという観点です。これにつきましても、被害発生要因を検証し、どのように防げるか、またさらに奈良県での対策を考えてまいります。

最後に、さらに心得るべき点といたしまして、避難行動、報道体制、受援支援体制についても検討を進めてまいります。

今後のスケジュールですが、9月中を目途に対策案を取りまとめ、その後、検討会議での議論を経て、次回11月に予定されていますこの奈良県・市町村長サミットにおきまして、皆様にもお示ししたいと考えております。

それでは、県が具体的にどういう検討をし始めているかをご紹介します。

先ほども申し上げましたが、もっとも守るべきは人命であり、奈良県で同じような豪雨が来ても、死者が出ないようにすることが最優先の目的でございます。そのため、まず今回の豪雨でお亡くなりになった方がどのように亡くなったのかを調べております。

なお、現時点で自治体等からの公式情報は出そろっておりません。したがって、本日お示しする資料には報道機関や研究機関などの発表している参考情報も含んでおりますので、ご了解いただきたいと思います。

全国で220人の方がお亡くなりになりました。そのほか、行方不明の方が10人、重軽傷者も合わせて約400人いらっしゃいました。

死者の県別の内訳は、岡山県で61人、広島県で108人、愛媛県で26人、3県で全体の9割近くを占めており、被害の大きさを伺い知ることができます。

また、60歳以上の死者が約7割を占め、概ね人口比と比べて約2倍となっており、高齢者が多く犠牲になった実態がありました。

具体的な死因は、岡山では9割の方が溺死、残りの方も水を飲んで他の病気を併発してお亡くなりになった方が多かったようです。岡山県での1番の被害は倉敷市真備町の洪水被害です。51人の方がお亡くなりになりました。そのうち、溺死された方が9割、また寝室、居間、台所など自宅の1階でお亡くなりになった方が約8割、また介護が必要であったり、障害があったりして、災害時に支援が必要な避難行動要支援者が約8割です。急激な浸水で多くの方が自宅に取り残され、2階に逃げる垂直避難もできず犠牲になったことが考えられます。

なお、今回の浸水では最大深度が5メートルを超えたとされており、仮に2階に逃げられたとしても助からなかったケースもあったと言われております。

次に広島県です。こちらの死因は約7割が窒息死、圧死です。それ以外にも外傷性ショック死や多発性外傷など外傷性の死因が多かったようです。これは広島県内で土砂災害が504件発生し、土砂災害だけでも87人が亡くなったということが大きな要因であると考えられております。広島県では4年前にも集中豪雨による土砂災害で74人の死者が出ています。

なお、平成23年に起こりました東日本大震災では、津波による被害が大きかったため、溺死による死者が9割以上を占め、また平成7年の阪神・淡路大震災では、建物の倒壊等による圧死が8割以上を占めておりました。災害の形態により死因が大きく異なる状況があります。

どうしてこれほど大きな被害が発生してしまったのでしょうか。

倉敷市真備町では、高梁川水系の小田川、支川の高馬川、真谷川など数カ所で堤防が決壊し、真備町の地区全体の27%に当たる1,200ヘクタールが冠水、4000棟以上の建物が浸水いたしました。先ほど申し上げましたが、最大深度は5メートルを超えており、2階のほぼ軒下まで達していたこともございます。

奈良県におきましても、今年の台風第21号では、氾濫危険水位を超えた河川は13もあり、その危機感をしっかり共有する必要があると考えております。

真備町での避難の状況はどうだったのでしょうか。ハザードマップは全戸に配布されていましたが、その認知度は半数程度と言われております。また、亡くなった高齢者は親族らに避難を促されても家に残ったという実態がありました。繰り返し浸水被害を経験していることが、かえって大丈夫だという思い込みを生んでしまったのかもしれない。

また、市の対応といたしまして、大雨特別警報後に避難指示が発令されたり、被害の大きかった小田川の北側地域への避難指示が堤防決壊の4分前だったり、想定を上回る急激な水位上昇とはいえ、やむを得なかったのか検証する必要があると考えています。

さらに倉敷市では、避難行動要支援者名簿は作成しておりましたが、一人ひとりの具体的な支援方法を決めておく個別計画は未作成でした。名簿を民生委員に提供していたものの、具体的な支援方法について指示があったのかは確認できていません。ここでも危機感を共有させていただきたいと思います。

避難を呼びかけても逃げない人が被害拡大の一因と思われます。適時・的確な避難を実現する住民の防災意識、地域の防災力は皆様のところでは十分でしょうか。また、想定外の状況になっても、躊躇なく避難勧告等を発令するための防災体制が確立されているでしょうか。逃げてくても逃げられない人もいます。要支援者個別計画がなくても大丈夫ですか。また、個別計画が確実に実行できる体制は確立できていますでしょうか。

先にも申し上げましたとおり、自宅でお亡くなりになった方がたくさんおられることから、死者をなくすためにも住家被害をなくすことが重要であると考えております。

では、住家についてどのように被害が発生したのでしょうか。今回の豪雨災害の特徴といたしまして、多くの被災地で災害現場とハザードマップが一致しております。先ほどから何度もご紹介している倉敷市真備町におきましても、明治期より繰り返し浸水被害を受けている地域であり、市作成のハザードマップの想定浸水区域と実際に浸水した区域はほぼ重なっております。

また、土砂災害で死者12名を出しました広島県安芸郡熊野町川角の被災現場は、1970年から80年代に造成された団地です。この災害では新旧約100戸の一戸建て住宅が集まる住宅地の裏山が崩れまして、土石流が発生、大量の土砂に加えまして3メートルを超える巨石が流入いたしまして、被害の拡大につながりました。ここも被災地の大部分は土砂災害警戒区域内に当たります。このあたりでは、過去にも土石流が発生し、土石流が流下した溪流や斜面には、今でも巨石が多数残っており20年ほど前にも土石流が発生しております。そのため、地域住民の防災意識も比較的高く、平成26年には自主防災組織を設立し、その後、土砂災害を想定した夜間訓練の実施やハザードマップも全戸配布を実施しておりました。

それでも今回土石流が発生した際には多くの住人が逃げおくれ、団地に唯一通じる道路が土石流で埋まり、一時孤立する事態となってしまいました。

こちらでも危機感を共有したいと思います。皆さんの地元で、それぞれのハザードマップエ

リア内で何軒の家が立ち、何人の方が住んでいるか、皆さん、ご存じでしょうか。また、住民の方はハザードマップの意味をご理解されているでしょうか。また、ハザードマップエリアに住んでいるという自覚を持っておられるのでしょうか。また、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンの指定状況は皆様のところでいかがでしょうか。

以上が緊急防災対策の策定に向けての現在の県の取組、思いでございます。大規模災害が起こったとき、何よりも県民の命を守りたい、そのために何ができるのか、また何ができていないのか、今回の豪雨災害を教訓に奈良県での災害に対する備えを皆さんとともにしっかり検討してまいりたいと思います。

最後になりましたが、今回の豪雨災害におきまして、県では国、全国知事会、関西広域連合などさまざまな枠組みで被災地の支援のための職員派遣を行っております。市町村の皆さんにも消防職員の皆様には、緊急消防援助隊として倉敷市真備町において救援、捜索活動に従事いただきました。また、役場の職員の皆様も愛媛県宇和島市の避難所運営支援の業務に従事いただきました。この場をお借りしまして、支援の御礼を申し上げますとともに、今後の派遣要請にも積極的に参画いただきますようお願い申し上げます。私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

それでは、2点目の情報提供、耕作放棄地の課税強化につきまして、担い手・農地マネジメント課課長、服部よりご説明を申し上げます。

【服部担い手・農地マネジメント課長】 農林部担い手・農地マネジメント課の服部と申します。資料4をお願いいたします。耕作放棄地の課税強化についてでございます。

平成28年度の税制改正によりまして、農地を農地として利用する意向を示さない耕作放棄地につきましては、固定資産税を1.8倍に重課することになっております。重課の対象になりますのは、農業委員会が毎年8月に行います農地の利用状況調査におきまして、耕作放棄地と判断された農地でございまして、その後も所有者が農地利用の意向を示さず、さらに農業委員会が農地中間管理機構と貸借の協議すべきことを勧告した農業振興地域内の耕作放棄地でございます。

この制度でございますが、農地を農地として利用しない、あるいは農地を農地として利用できない場合でございますけれども、重課することによりまして農地中間管理機構への貸し出しを促し、意欲ある担い手がこれを借り受けることによりまして、耕作放棄地の解消につなげていこうとするものでございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。全国の重課制度の適用状況でございます。本県では、桜井市で1件、0.3ヘクタールの重課適用がされております。

全国の状況は下の表のとおりでございますが、例えば岡山県のところを見ていただきますと、平成29年は適用なしでございますが、ある市町村が積極的にこの制度を活用したことにより、平成30年は重課適用の件数、面積を大きく増やしているところもございます。

また、他の県におきましても、まだ事例のほうは少ないんでございますが、この重課制度の活用によりまして、実際に耕作が再開された事例や、あるいは中間管理機構への貸し付けを行うことができた事例が出てきております。

本県におきましても、この重課制度ができてから重課の適用に至らずとも農地の貸手が増えた、あるいは農地が動き出した、そういった例も出てきております。

先ほど申し上げました農業委員会の農地利用状況調査、今月から行われることになっておりますが、これが来年の重課適用のスタートとなります。県内の農地を有効に活用するために、この制度の活用についてぜひとも皆様方のご尽力をお願いしたいと考えております。

以上でございます。（拍手）

**【司会】** ありがとうございます。

それでは次に3点目、介護給付や要介護認定の地域差分析等につきまして、介護保険課課長の筒井から説明を申し上げます。

**【筒井介護保険課長】** 介護保険課の筒井でございます。よろしくお願いたします。

それでは、資料5に基づいてご説明させていただきます。1ページをご覧ください。介護給付にかかる課題把握であったり、適正化の取組の参考となるよう、本日2点のポイントで説明させていただきます。

1点目は居宅サービスの適正化の必要性でございます。すなわち、ケアプラン点検の推進強化の観点でございます。2点目は要介護認定の適正化・標準化の必要性、すなわち、認定判定の検証をしていただきたいという観点でございます。

2ページをご覧ください。介護保険制度が将来にわたり持続的・安定的に運営するために、認定の適正化であったり、重度化防止の給付に向けて県は市町村と連携・協働のもと、給付適正化に取り組んでいきたいと思っております。本日はその取組の一環でございます。

3ページ、4ページは本日の資料の一覧を掲載しておりますが、大きく1、2、3についてご説明させていただきたいと思っております。

5ページから介護費と介護保険料の現状につきまして説明資料があります。

6 ページをご覧ください。6 ページの資料でございますが、各市町村の第7期の介護保険料の地域差とその決定要因を分析した資料でございます。市町村ごとに掲載しております。まず折れ線グラフが保険料でございます。次に、介護保険料の決定要因ですけれども、水色の棒グラフが第1号被保険者一人当たりの負担額です。そのほかに決定要因として国の調整交付金の大小であったり、市町村の準備基金の取り崩し額の大小であったり、収納見込み率の大小、96%から99.8%見込んでらっしゃるといような差があります。また、保険料の所得段階の弾力化の多い少ない、9段階から17段階あります。このようなものをグラフであらわしたものが6ページでございます。本日は水色の部分について説明させていただきたいと思っております。

7 ページをご覧ください。水色の部分を構成する介護サービスでございますが、訪問介護などの居宅系、グループホームなどの居住系、特養などの施設系、いろいろございますが、本日は居宅サービス、すなわち、ケアプランによってサービスが提供されるものについてご説明したいと思います。

8 ページは、その介護サービスごとの内訳でございますが、全国と奈良県を掲載しておりますが、オレンジの部分ケアプランによってサービスが決定される部分です。ちなみに市町村の表は26ページから45ページに掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

9 ページからは居宅サービスの適正化に向けての資料を掲載しております。

10 ページをご覧くださいませでしょうか。これは28年度に県が実施しました県民調査でございます。要介護認定者から見た要介護の変化というのを1年前と比較しておりますが、10ページの下段にあります課題の中でも記載しておりますが、たった1年間で要介護度が悪化した方は37%に達しております。右側のグラフで言いますと、回答者の3分の2が要介護2以下でありまして、このことから介護給付が自立支援とか重度化防止につながっていないことが伺えます。

次のページ、11ページをご覧ください。一方、認定者が日常的に受けたい支援でございますが、ページの下になりますけれども、多くは日常生活の支援と援助が多く占めています。ケアプラン作成時に生活支援がどの程度必要かとか、自力でできることがないかとか、自立支援型の給付をどうするかといったことについてしっかり話し合う必要があると思っております。このことからやっぱりケアプラン点検が必要だということが伺えます。

次の12ページは、昨年1月に県が実施しましたケアプラン点検手法研修に基づいて、市町村が実施された実績でございます。独自の手法でされているのは掲載しておりませんが、地域差がございますので、参考にいただければと思います。

次の13ページからは、2点目の要介護認定の適正化・標準化に向けての資料でございます。

14ページを見ていただけますでしょうか。要介護認定の判定に至る判定項目は74項目ございます。そのうちで統計データのばらつきが特に大きいものを六つ抽出して分析し、グラフ化いたしました。14ページの下段ですけれども、調査項目の選択率（1次判定の出現率）、すなわち、100人判定したら何人ぐらいの割合で出現するかということでございますが、例えば一番左の1-1麻痺（右一下肢）につきましても、全国平均では36%、奈良県平均では33%、奈良県の最高値、最低値では73から21というようになっています。中程視力、1m先が見えるということにつきましても、全国、県とも18%ですけれども、奈良県では72から6というような隔たりがあります。高齢化率とか母数の関係で極端な数字が出たりというのはあるかもしれませんが、検証する必要性はあることをお感じいただけると思います。

続きまして、14から17ページですけれども、それぞれ6項目の市町村ごとの出現率をグラフ化したものです。参考にしていただければと思います。

後日、6項目以外、残り65項目につきましても担当課を通じて資料提供していきたいと思っております。

18ページは認定の二次判定の変更でございます。18ページの下段でございますが、一次判定から二次判定の変更につきましても、市町村間によって大きなばらつきがございます。大きければ良い、小さければ良いという判断は難しく、一次判定が厳格なので二次判定の変更率が低いとか、いろいろな見方がありますけれども、それぞれの市町村で検証していただければと思います。

続きまして、19ページはそれぞれの市町村ごとの重度変更率、軽度変更率の表でございます。ご覧いただければと思います。

まとめ、20ページでございますが、認定の適正化・標準化に向けて各市町村様、判定のばらつき等の原因を追求していただいて、課題がないかということを検証していただければと思います。県におきましても、いろいろな研修等を通じて支援していきたいと思っております。

最後になりましたが、今後とも県もさまざまなデータ分析を皆さんに提供するなどしまして、給付の適正化に向けて市町村とともに頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願います。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

**【司会】** それでは、続きまして4点目、幼児教育・保育の無償化に伴う子育て支援の充実につきましても、こども・女性局次長、金剛よりご説明を申し上げます。

**【金剛こども・女性局次長】** こども・女性局の金剛です。よろしくお願いいたします。お

手元の資料6をお願いいたします。幼児教育・保育の無償化に伴う子育て支援の充実についてご説明を申し上げます。

1 ページの上のほうに記載しておりますが、国では平成31年10月、来年10月からの幼児教育・保育の保育料無償化を目指しておられます。対象はゼロ歳から5歳ですが、ゼロ歳から2歳の子どもにつきましても、当面、住民税非課税世帯のみとなっております。

これによりまして現在市町村において実施をされています保育料の独自の軽減分が不要となります。右下の図の赤の部分になります。市町村におかれましては、保育料無償化により生み出されます財源をぜひ子育て支援の充実へのご活用をよろしくをお願いいたします。

2 ページをお願いします。県からの提案でございますが、県では社会全体で子育てを支援し、安心して子育てができる環境を目指しています。依然として一部の市町村ですが、待機児童の発生、子育て不安、負担感を多くの方が抱えておられること、そして児童虐待や貧困家庭の子どもなどへの対応がまだまだ必要となっております。このため、無償化に伴い生み出されます財源を活用し、ぜひ重点的に取り組んでいただきたいこと、分野としましては次の3点を考えております。

1 点目は子どもを伸ばす保育・教育のさらなる充実、2 点目は子育て家庭への温かくきめ細かな支援、3 点目は子どもが地域の中で健やかに成長できる支援についてでございますが、次ページ以降に財源を活用していただきたい具体的な取組例、あくまでも例示でございますが、幾つかお示しをさせていただきます。

3 ページをお願いします。まず子どもを伸ばす保育・教育についてですが、左側には関連データや市町村における実施状況など記載をさせていただいています。右側が具体的な取組例です。1 点目は待機児童解消のための保育士確保対策としては、保育士の処遇改善や保育士の業務負担軽減のための保育補助者の活用など。2 点目、安全で豊かな保育・教育環境の提供としましては、病児・病後児保育や医療的ケア児の受け入れなど。保育・教育に関する施設・設備の拡充等としましては、保育所・認定こども園の施設整備・改修や遊具等の設置、防犯・安全対策など、また公立幼稚園舎の耐震化や公立小中学校舎・幼稚園舎における快適な学習環境の整備など、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4 ページをお願いします。子育て家庭への温かくきめ細やかな支援ですが、左側に市町村が実施主体の主な子育て支援事業の実施状況を記載させていただいています。地域子育て支援拠点、子育て世代包括支援センター、市町村子ども家庭総合支援拠点、これら三つにつきましても、それぞれ取組内容が少しずつ違っておりますが、いずれも子育ての不安感・負担感の軽減

や児童虐待対策にとって大変重要な事業となっております。未実施の市町村におかれましては、ぜひ実施に向けての検討をお願いいたします。

5 ページをお願いします。子どもが地域の中で健やかに成長できる支援といたしまして、1 点目は放課後児童クラブの充実としまして、クラブで従事する放課後児童支援員の処遇改善やクラブの利用料の減免など。2 点目、地域における子どもの居場所・地域とのつながりの場の拡充としましては、こども食堂等への支援や子どもへの生活・学習支援、居場所づくりですが、このような取組についてご検討をよろしくお願ひしたいと思います。

資料の説明については以上でございますが、最後に本県の子育て環境は市町村の皆様、特に日々、子どもや子育て家庭の親御さんに接していただいている市町村の現場の多くの皆様方が力を尽くしていただいていることより支えられています。引き続き、県でも子育て支援の充実にとともに取り組んでまいりたいと考えていますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

【司会】 ありがとうございます。

続きまして、5 点目の市町村自殺対策計画策定について、疾病対策課課長の根津よりご説明いたします。お願いいたします。

【根津疾病対策課長】 疾病対策課の根津でございます。資料7に基づきまして自殺対策につきまして情報提供させていただきます。

まず、資料の1 ページをご覧ください。自殺対策の基本方針は今回のサミットの内容にも関連することですが、制度の狭間にある人や家庭・学校・職場・地域などから孤立している人に対して生きることへの総合的な支援を推進することで、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すということです。

自殺対策基本法により市町村においても自殺対策計画を策定することとされており、また市町村に対する自殺対策交付金につきましても今後は計画を策定した市町村を対象とする方向性であると聞いております。現在のところ、1 町で既に策定済みでありまして、22 市町村におかれまして今年度中に策定予定と聞いております。

資料の2 ページをご覧ください。本県の自殺の現状をお示ししております。本県の自殺死亡率は平成28年では全国で最も低い状況ではありますが、それでも毎年毎年、200 人前後の方が亡くなっておられます。年齢階層別で見ますと、30 歳代以下の若い世代で全国並みとなっております。自殺の原因が分かる場合を見ても、若い世代が鬱病を含む精神疾患、高齢者では身体疾患の悩みなどの割合が高くなっております。

また、本県では自殺者のうち、自殺未遂者の割合が高い状況にあります。

資料の3ページをご覧ください。本県の現状を踏まえまして奈良県自殺対策計画を策定いたしましたので概要をお示ししています。

市町村の自殺対策計画を策定されるための資料としましては、奈良県精神保健福祉センターから市町村ごとのデータをデータセットとしてご提供しております。また、それに加えてご不明な点をご相談いただければと存じます。

最後のページですが、毎年9月10日から16日までは自殺予防週間とされています。この週間に合わせまして9月14日金曜日、14時から奈良県市町村会館におきまして、奈良県自殺対策トップセミナーを開催いたします。NPO法人自殺対策支援センターライフリンクの清水代表の講演及び厚生労働省大臣官房参事官から国の自殺対策の動向など、さまざまな講演がございますので、市町村の計画策定のご参考になるかと存じます。首長様方を始めまして関係者の皆様方にご参加いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【司会】 はい、ありがとうございました。

それでは最後に、ジェトロ奈良貿易情報センターの設置につきまして、産業政策課課長の三浦よりご説明を申し上げます。

【三浦産業政策課長】 産業政策課の三浦でございます。本日は、ジェトロ奈良貿易情報センターの設置につきまして、ご案内とお願いをさせていただきたいと存じます。

お手元に資料8といたしましてジェトロ奈良貿易センター設置にかかります資料をお配りしてございます。

産業分野につきましては、域外から稼いでいただく力と域内でお金を回していただく力を養うことが重要かと存じます。中でも今後域外から稼いでいただく力を事業者様に付けていただくために、重要な取組の一つが海外への販路の拡大、輸出の拡大であると考えてございます。

そこで中小企業の海外展開につきまして、県内の企業様が身近に相談できる環境を整備し、域外との交易力を高めていただくために、豊富なノウハウと海外ネットワークを有するジェトロの奈良貿易情報センターを来る11月に開設いただく運びとなっております。

お手元に配付の資料の2枚目にご案内のとおり、ジェトロ奈良貿易情報センターが設置されることで、県内の企業様の海外進出への機運の情勢、県内産業の状況にマッチしたジェトロの新たな支援策やセミナー等の実施、加えて海外展開に関する専門知識の吸収等、大いにご活用いただけることと期待してございます。今後、これらの事務所の開設による効果を一層高めるためにも、県、市町村、経済団体等の地元が一体となりましてジェトロの活動を後押ししてい

ただくことが大切と考えてございます。

つきましては、お手元の資料の1枚目の一番下のところに四角囲みで書かせていただいているところでございます。金額等につきましては、ここには書かせていただいておりますが、39の市町村におかれまして39団体総額で300万円のご負担を各団体内の事業者数等によって按分させていただきまして、来年度以降、ご協力をお願いいたしたく、この場を借りましてお願い申し上げたく存じます。

なお、各市町村様にご負担をお願いする額につきましては、改めて私どもからご説明にお伺いさせていただきたいと存じます。

最後になりますが、ジェトロの奈良貿易情報センターが開設されました暁には、各市町村内の事業者の海外販路開拓支援ツールとして、海外展開に関する豊富な情報やノウハウ、海外ネットワークを有しますジェトロを積極的にご活用いただきたいと思います。何とぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

**【司会】** ありがとうございます。県からの情報提供は以上でございますが、何かご不明な点等ございますでしょうか。なければ会議を閉じますが、よろしゅうございますでしょうか。

また後日でもお問い合わせいただければと思います。

それでは、これをもちまして本日の会議は終了させていただきます。

次回の奈良県・市町村長サミットにつきましては、11月6日火曜日を予定しております。詳細が決まり次第、またご案内申し上げますので、ご参加のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして平成30年度第2回奈良県・市町村長サミットを終了いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —